

社会福祉法人 乗誓福社会  
役員等報酬基準

平成 29 年 4 月 1 日

## 役員等報酬基準

役員等報酬基準は無報酬とする。

### 【定款】

#### 第2章 評議員

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。